

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

No.	項目	内容
1	処分名	農地転用の許可(第4条) 農地等の転用のための権利移動の許可(第5条)
2	法令名	農地法(昭和27年法律第229号)
3	根拠条項	第4条第1項、第5条第1項
4	所管部局	産業建設部農林振興課(0585-22-2809)
5	法令の定め	<p>第4条(農地の転用の制限) 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限) 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。)にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。</p>
6	審査基準	<p>○農地法関係事務に係る処理基準 (平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知)</p> <p>○農地法の運用について (平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号経営局長・農村振興局長連名通知)</p> <p>○農地法関係事務処理要領 (平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長連名通知)</p>
7	経由機関名	揖斐川町農業委員会
8	協議機関名	-
9	標準処理期間	合計4週間
	経由期間	2週間
	協議機関	-
	当該処分機関	2週間
10	備考	